

## 非常時の特則

この内容は「ご利用規約」（以下、「本規約」といいます。）第9条第7項に基づく別紙であり、お客様の挙式・披露宴が地震、台風、竜巻、大雨または大雪等の自然災害（以下、「自然災害」といいます。）や新型インフルエンザやコロナウイルス等感染症の大流行（以下、「感染症流行」といいます。）その他挙式・披露宴開催の可否に疑義が生じた場合の取り扱いを定めたものです。

### 1. 基本的な考え方

自然災害や感染症流行その他挙式・披露宴開催の可否に疑義が生じた際には、本規約上の規定にかかわらず、本特則の規定が適用されます。本特則はお客様、参列者及び当社スタッフの生命及び身体の安全確保を目的に設定されたものですので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 2. 自然災害または感染症流行に関する本特則適用の判断基準と取り扱い

自然災害または感染症流行が以下のいずれかの条件（以下、「判断条件」といいます。）を満たした場合に、本特則が適用されます。

<p>◆自然災害のうち台風等危険が予測できる災害で挙式・披露宴実施前の場合  <u>台風等の接近に伴い、気象庁より、施設周辺のエリアを対象に以下の警報や予報が出された場合</u>            台 風： お客様の挙式・披露宴の開催時間に「暴風域」に入る旨の予報            大 雨： 「大雨特別警報」または「大雨警報」            大 雪： 「大雪特別警報」または「大雪警報」            その他： 各種「特別警報」または「警報」</p>
<p>◆その他すべての自然災害の場合            自然災害発生による被害の発生（施設の損壊に限られません。）または予知警報等を受け、施設の場所、交通条件、周辺環境または開催時間等を踏まえ、円滑かつ安全な挙式・披露宴の開催に一定以上の不安が存在すると当社が判断した場合</p>
<p>◆感染症流行の場合  <u>「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及びそれに類する法令に基づく、内閣総理大臣や都道府県知事等の公的機関からの施設使用中止等の要請対象に当施設が指定区域に含まれ、且つ要請期間にお客様の挙式・披露宴予定日が含まれた場合</u></p>

判断条件のいずれかを満たした場合の取り扱いは、以下の通りといたします。

<p>① 挙式・披露宴を予定通り開催するか、日程を変更して開催するかを選択する権利が当社に発生いたします。</p>
<p>② 前号規定の権利に基づき当社が日程変更を選択した場合には、予定日における挙式・披露宴は中止され、お客様は予定日から2週間以内に、当社がお示しする候補日の中から新たな開催日程をご指定下さい。なお、本号の条件を全て満たして日程変更がなされた場合には、<u>本規約第5条の規定にかかわらず、実費分のみ金額をご負担いただき、日程変更料のご負担は生じません。</u></p>
<p>③ 前号にかかわらず、お客様が期限までに新たな変更日を指定せず、または指定した後に本契約を解約する場合には、本契約は終了し、お客様には本規約第6条に規定する「前日解約」時に適用されるキャンセル料から半額相当分を減額した金額をご負担いただきます。</p>
<p>④ 上記①規定の権利に基づき当社が挙式・披露宴を予定通り開催することを選択した場合には、当社は、お客様に対して任意に所要の条件を付加することができるものとします。（例：ガーデンでの演出の中止・変更等）</p>

なお、判断条件を満たしていなくても、感染症流行の条件を満たす見込みが高まったと当社が判断した場合には、事前にお客様に通知した上で、以下の対応を実施することができるものとします。

- ・ 施設スタッフによるサービス提供時のマスク、手袋着用
- ・ お客様及び参列者に対しての手洗い、うがい及び消毒の推奨
- ・ 来館者への検温の実施、発熱者の入館の拒否または退去の依頼
- ・ その他施設内の衛生環境維持に必要な措置

### 3. その他

前項に直接該当しなくとも、自然災害、感染症流行、法令に基づかない社会的な自粛ムード等によって挙式・披露宴の開催に一定以上の不安が存在すると当社が判断した場合には、当社は任意に、一定の「期間」または「条件」を設定するとともに、前項の規定に準じた「取り扱い」を決定し、該当するお客様に対してその取り扱いの適用を提案することができるものとします。

当該提案をお受けにならないお客様、及び当社が設定する「期間」または「条件」に該当しないお客様については、本規約の規定が適用されます。

以上

株式会社ホロニック

